八尾市こども福祉新聞

第7号（平成25年9月発行）

こんにちは。“民生委員・児童委員”です！

「困ったな… どうしよう？」
もし、キミが悩んだとき、誰に相談するかな？
お友達？ おうちの人？
それとも、学校の先生かな？

キミに困ったことがおこって、どうしたらいいか分からなくなったとき、「民生委員・児童委員」のことを思い出してほしいです。

キミ達の住んでいる八尾市では、たくさんの民生委員・児童委員さんが活躍しています。

例えば、どんなことをしているのかな？

民生委員・児童委員のマークです！
幸せのめばえを示す四葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と、児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

民生委員・児童委員さんの活動を紹介します。

「今日も元気にいってらっしゃい！」
学校への行き帰りに見守り活動をしているよ。

「子育てサロン」
こどもやお母さん達が笑って暮らせる
地域を作るために活動しているよ。

ある日の相談風景。
必要なサービスが受けられるよう、関係機関との「つなぎ役」になるよ。

「民生委員・児童委員ってどんな人？」

民生委員・児童委員は、子育て・福祉に関する相談相手です。

民生委員・児童委員さんよりメッセージ

地域には「あなた」の悩みを聞いたり、子育てに関する相談にのってくれるところがあります。もし、あなたやあなたの周りの人が悩んでいたら、ひとりで悩まないでお気軽にご相談下さい。

この新聞には、赤い羽根共同募金（歳末募金）のお金が使われています。

八尾市こども福祉新聞
第7号（平成25年9月発行）

ささえあう たすけあう
そんな心を伝えます
赤い羽根共同募金がスタートします

共同募金の間違いさがしにチャレンジ!!

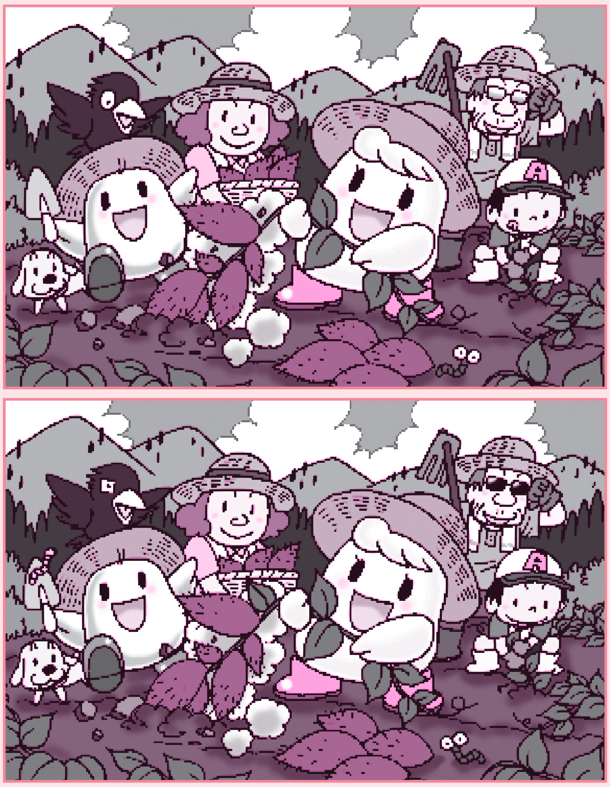

間違い探し答え
①いも虫の向き　②おじいさんのめがね　③愛ちゃんの引っ張っているつるの葉っぱの数
④男の子の足　⑤スコップのミミズ　⑥おばさんの持つおイモの数　⑦カラスの目

日本で赤い羽根共同募金が始まったのは、1947（昭和22）年のことです。その当時は、第2次世界大戦が終わったばかりで、家を焼かれたり、お父さんお母さんがけがをしたり亡くなったりした子どもたちがたくさんいました。そこで、困っている人たちのために、みんなで助け合っていこうと、赤い羽根共同募金が日本中でおこなわれました。みなさんの生まれるずっと前から、助けあいの心は続いているのです。

みなさんの身近なところで、体の不自由な人やお年寄りなど、手助けを必要とする人々が暮らしています。赤い羽根共同募金は、支援を必要とする人々のための募金です。「誰かの役に立ちたい」というみなさんの助けあいの気持ちを赤い羽根共同募金にお寄せください。

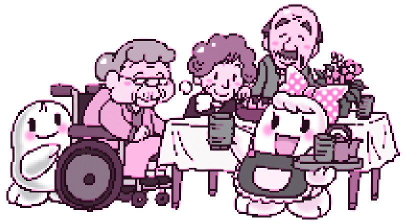

おうちのかたへ

民生委員・児童委員は地域住民の立場で、生活に関する困りごとの相談や支援を行うボランティアです。厚生労働大臣から委嘱されています。

民生委員制度は、もうすぐ100周年を迎える歴史ある制度です。日本独自の制度として「地域における助けあい」が制度化され発展し、長い歴史の中で社会情勢や人々の生活のニーズに応じた活動を展開してきました。

民生委員制度の始まりは、岡山県の済世顧問制度とともに、大阪府で発祥した方面委員制度にまでさかのぼります。

昨今、地域社会における日常のつながりの希薄化が進み、社会的な孤立・孤独が深まる中、民生委員・児童委員の役割はますます重要になっています。

大阪発の「民生委員制度」について、ぜひご家庭で一緒に考えてみて下さい。

また、みなさんのあたたかい心がこめられた赤い羽根共同募金は、お年寄りや体の不自由な人、子どもたちなどのために役立てられます。

例えば、体の不自由な人をお世話したり、ひとり暮らしのお年寄りの食事や入浴のお世話、子どもたちのための遊具の購入などに役立てられます。地域で安心して暮らすための福祉のまちづくりの活動にも役立てられています。

編集・発行：八尾市社会福祉協議会　八尾市本町2-4-10　電話　072-991-1161　ファックス　072-924-0974